

1 廃棄物対策とリサイクルの推進

廃棄物の最終処分量を 2010（平成 22）年度までに 1997（平成 9）年度比で概ね半減させることなどを目標に、廃棄物の発生抑制（Reduce）再使用（Reuse）再生利用（Recycle）の 3 R を推進します。また、不適正処理の根絶に向けた取組み等も進めます。

（1）廃棄物の減量化・リサイクルの推進

容器包装リサイクルの推進

【循環型社会推進室 内線：3815】

容器包装リサイクル法に基づき、「第 5 期大阪府分別収集促進計画（平成 20～24 年度）」の円滑な実施及び第 6 期分別収集促進計画（平成 23～27 年度）の策定に向け、市町村の分別収集実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握し、先進的な取組事例の情報提供等の技術支援を引き続き行います。

（環境関連主要事業（予算額）一覧 NO.6）

家電リサイクルの推進

【循環型社会推進室 内線：3815】

家電リサイクル法（平成 13 年 4 月施行）については、リサイクル料金が低い、法施行前からリサイクルに取り組んできた府内の再生資源業者の活用がほとんど図られていない、不法投棄が多い等の問題が指摘されています。このため、府は、再生資源業者がリサイクルを行う「家電リサイクル大阪方式」を推進しており、この方式の推進に向けて、消費者や関係者への周知・啓発を行います。

また、大阪方式のリサイクル率基準の見直しを検討するため、平成 21 年 4 月に対象に追加された薄型テレビについて、各製品に含まれる素材の種類、構成比、それらのリサイクルの可能性を判断するための実証調査を実施します。

（環境関連主要事業（予算額）一覧 NO.10）

リサイクル製品の普及促進

【循環型社会推進室 内線：3819】

廃棄物のリサイクルをより一層促進するとともに、循環型社会の形成に寄与するリサイクル関連産業を育成するため、府内で発生した廃棄物等（循環資源）を利用し、府内の工場で製造した製品で一定の基準を満たすものを大阪府認定リサイクル製品として、平成 16 年から認定を行っています。平成 21 年度末現在の製品数は、再生路盤材等の建設資材や事務用品、生活用品等 339 製品です。

平成 21 年度には、愛称を「なにわエコ良品」と定め、普及促進を図ってきました。

平成 22 年度も、引き続き認定を実施するとともに、なにわエコ良品専門のインターネットショップとして「なにわエコ良品ショップ」を平成 22 年 4 月 1 日にオープンし、なにわエコ良品の一層の普及を図ります。

（環境関連主要事業（予算額）一覧 NO.12）



<なにわエコ良品のロゴマーク>

ホームページアドレス

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/shigenjunkan/ninteiseido/index.html>

なにわエコ良品ショップアドレス

<http://www.naniwaeco.jp/>

(2) 廃棄物の適正処理

産業廃棄物の不適正処理の根絶

【循環型社会推進室 内線：3825・3827】

【環境管理室 内線：3871】

平成21年度に引き続き、産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の根絶を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付をはじめとした適正処理の徹底指導を強化するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図ります。

また、廃棄物処理法と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の迅速な解決を図ります。

（環境関連主要事業（予算額）一覧
NO.14,144,156,157）

P C B 廃棄物適正処理推進事業

【環境管理室 内線：3871】

P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理については、日本環境安全事業㈱が、近畿圏の処理拠点として大阪市此花区に脱塩素化分解方式による処理能力2 t/日の施設を建設し、平成18年10月から稼働しています。

引き続き、「大阪府P C B廃棄物処理計画」（平成16年3月策定）に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場への立入検査等により、保管廃棄物の適正管理の徹底を図ります。

また、中小企業によるP C B廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が（独）環境再生保全機構に拠出したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を通じて、中小企業が負担するP C B処理費用を軽減します。（なお、平成22年度においては、既存の基金残高により中小企業への助成事業に支障がないため、基金への拠出は行いません。）

（環境関連主要事業（予算額）一覧 NO.153）